(二)　延滞金及び還付加算金の割合等について、次のとおり見直しを行うこととした。(附則第三条の二関係)

(1)　延滞金の割合は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第九三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、年一四・六パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年一パーセントを加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントを超える場合には、年七・三パーセントの割合)とすること。また、徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除することとした。

(2)　還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とすることとした。

(三)　この法律は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第四号）(総務省)

1　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条及び第一〇条関係）

(一)　平成二五年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆八、九〇〇億円、平成二五年度における法定加算額七、七三一億円及び臨時財政対策のための特例加算額三兆六、〇四五億三、一七五万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額一、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額一、七四六億円及び平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二五年度から平成三八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八二七億三、六五〇万円を控除した額とすることとした。

(二)　平成二六年度から平成四〇年度までの各年度における地方交付税の総額について、一七二億円を加算することとした。

(三)　財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設けることとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、第六条の二、第六条の三、別表及び改正法附則第三条関係）

(一)　平成二五年度及び平成二六年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けることとした。

(二)　平成二五年度における措置として「地域の元気づくり推進費」を設けることとした。

(三)　地方公務員の給与に要する経費の財源について、平成二五年一月二四日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を踏まえて措置することとした。

(四)　少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、児童虐待防止、自殺予防等に要する経費の財源を措置することとした。

(五)　特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置することとした。

(六)　住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置することとした。

(七)　環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置することとした。

(八)　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

(九)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の三関係）

平成二五年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

平成二五年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一四条関係）

(一)　震災復興特別交付税に充てるため、平成二五年度分の地方交付税の総額に六、〇五三億二四二万二、〇〇〇円を加算することとした。

(二)　平成二五年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

(三)　平成二五年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

(四)　平成二五年度及び平成二六年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。

(五)　平成二五年度及び平成二六年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けることとした。

6　この法律は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第五号）(財務省)

一　所得税法の一部改正関係

1　所得税の税率構造を次のとおり改めることとした。(所得税法第八九条関係)

改正前		改正後	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
一九五万円以下の金額	五％	同上	同上
三三〇万円	一〇％	〃	〃
六九五万円	二〇％	〃	〃
九〇〇万円	二三％	〃	〃
一、八〇〇万円	三三％	〃	〃
一、八〇〇万円超の金額	四〇％	四、〇〇〇万円以下の金額	四〇％
		四、〇〇〇万円超の金額	四五％

2　右記1の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直しを行うこととした。(所得税法別表第二～別表第四関係)

3　公共法人等及び公益信託等に係る利子等の非課税について、公社債又は投資信託若しくは特定目的信託の受益権の利子等の支払を受ける者の所有期間にかかわらず、その支払を受ける利子等の額の全額を非課税とすることとした。(所得税法第一一条関係)

4　源泉所得税の納税地について、利子等その他の源泉徴収の対象となる所得の支払をする者が国内において事務所等を移転した場合は、当該事務所等の移転後の所在地とすることとした。(所得税法第一七条関係)